

第4次狭山市教育振興基本計画

令和8年度(2026年度) ➤ 令和12年度(2030年度)



夢をかなえ 人をつくる 狭山の教育



令和8年4月
狭山市・狭山市教育委員会

教育は本市の未来を創る礎

近年は、人口減少・超高齢化により、労働力人口の減少と社会保障制度の持続可能性への懸念が深刻化するとともに、世界的な新興感染症等の脅威や温暖化の進行といった影響も顕在化している一方、AIなどのデジタル技術の革新により、人手不足が補完され、生産性の向上が期待されます。今後も目まぐるしく変化していく社会構造を見据え、私たち一人ひとりが新しい社会の在り方にあわせて変わり続ける必要があります。教育を取り巻く環境においても、生涯にわたる学びの価値が再認識され、多様なニーズに対応した教育が求められるなど、大きな転換期を迎えています。

こうしたなか、学校教育においては、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を最大限に活用し、児童生徒一人ひとりの特性や理解度に応じた個別最適な学びと、他者と協力しながら共通の目的に向かって主体的に学び合う協働的な学びの二つの側面を一体的に実現することで、たくましく自分の人生を切り拓いていける『生きる力』を育む教育を、力強く推進してまいります。

また、人生100年時代を見据え、健康で活力ある生活を送るためには、誰もが自分らしく生き、人生の豊かさを実感できるウェルビーイングの向上が求められ、生涯を通じた学びと健康の維持・増進が欠かせないことから、年齢や障害の有無を問わず誰もが共に学び汗を流せる共生社会の実現に向け、各種施策に取り組んでまいります。

本市では、令和8年度から5年間を計画期間とする、第5次狭山市総合計画前期基本計画の教育文化において、「人を育み文化を創造するまちづくり」を柱に据え、生涯学習の推進など、10の施策に取り組むこととしており、この前期基本計画を上位計画として、本市教育行政の一層の振興を図るために、このたび第4次狭山市教育振興基本計画を策定いたしました。

本計画の基本理念は、前計画を継承し、「夢をかなえ 人をつくる 狭山の教育」であります。子供から大人まで、誰もが主体的に学び、多様な人々との交流を通じて自らの可能性を伸ばし、自らの力で新たな価値を創造できる教育の実現を目指すとともに、持続可能な社会の担い手を育成するために、教育環境の充実を図り、夢を叶えることへの後押しを行ってまいります。

引き続き、学校、家庭、地域及び関係団体の皆様と行政が密接に連携・協働し、『チーム狭山』として一丸となって取り組み、全ての市民が生涯にわたって学びを楽しみ、自分らしく輝き、互いに夢を語り合える、温かく活力あるまちを共に築いてまいりたいと考えておりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり多大なご尽力をいただきました市民検討委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

令和8年4月

狭山市長 小谷野 剛

夢をかなえ 人をつくる 狭山の教育をめざして

教育委員会では、教育基本法に基づき、平成23年5月に本計画を策定し、「夢をかなえ 人をつくる 狭山の教育」を基本理念に掲げながら、改定を重ね、その実現に向けて各種施策に取り組んでまいりました。

この間も、急速に社会は複雑で多様化しており、教育のあり方も大きく変化しています。文部科学省が掲げる教育DX(デジタルトランスフォーメーション)では「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」の実現を掲げています。学校教育分野では、個別最適な学びと協働的な学びの実現や教職員の負担軽減など、また、生涯学習分野においては、人生100年時代を見据え、「個人の自己実現」と「ウェルビーイング」を循環させる役割など、様々な課題への対応が求められております。

こうした中で、国や埼玉県でも新たな教育振興基本計画が策定されており、本市におきましても、これらの計画を参酌するとともに、本市の上位計画である第5次狭山市総合計画前期基本計画を踏まえ、教育の更なる振興を図るために第4次狭山市教育振興基本計画を策定いたしました。

本計画においては、「夢をかなえ 人をつくる 狭山の教育」を基本理念とし、そのもとに、「生きる力を備え 未来へはばたく“さやまっ子”の育成」「学びが人を育み 社会をつくる 生涯学習社会の推進」「いつでもどこでも いつまでも 誰もが親しめるスポーツの振興」の3つの基本方針を掲げ、その実現に向けて6つの基本目標と、21の施策を体系的にまとめたものであります。

今後は、この計画に基づき、学校や家庭はもとより企業、関係機関や団体等の皆様との相互に連携・協力し、施策を着実に推進するため全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に際し、貴重なご意見をいただきました市民検討委員会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係各位に心より感謝とお礼を申し上げますとともに、計画の推進に向けて市民の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和8年4月

狭山市教育委員会
教育長 滝嶋 正司

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 教育をめぐる情勢.....	1
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	5

第2章 現状と課題

1 教育に関する現状.....	6
2 第3次狭山市教育振興基本計画の評価.....	7
3 教育の課題	12

第3章 狭山市の教育が目指す姿

1 基本理念と基本方針 ―狭山市の教育に関する大綱―.....	14
2 計画全体に共通する視点.....	17
3 基本目標	18
4 施策体系	21

第4章 施策の展開

1 確かな学力と時代の変化に対応する力の育成.....	23
2 豊かな心の育成と健康・体力の増進.....	33
3 質が高く魅力ある教育環境の充実.....	42
4 学校・家庭・地域の絆づくりの推進.....	53
5 自己を磨き社会を支える豊かな学びの振興.....	55
6 元気な人づくりと競技力向上を支えるスポーツの振興.....	62

第5章 計画の推進

1 関係機関との連携・協働による計画の推進.....	68
2 PDCAサイクルに基づく計画の推進.....	68

資料編

1	狭山市教育振興基本計画策定市民検討委員会設置要綱.....	69
2	第4次狭山市教育振興基本計画 提言書.....	70
3	策定経過	73
4	用語集	74

1 計画策定の趣旨

- 本市ではこれまで、「第3次狭山市教育振興基本計画」を策定し、学校・家庭・地域及び関係団体等と連携・協働して、各種施策を推進してきました。
- 教育分野において対応すべき社会の課題として掲げられてきた人口減少や少子・高齢化は加速し、グローバル化やデジタルトランスフォーメーション（DX※）はさらに進展しています。
- 「第4次狭山市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）では、社会情勢の変化や国・県の動向、さらに本市の上位計画である「第5次狭山市総合計画前期基本計画」等を踏まえつつ、これまでの取組状況やその課題への対応を反映するよう努めます。

2 教育をめぐる情勢

（1）社会情勢の変化

- 我が国の人口は、平成20年度をピークとして減少に転じており、子供の占める割合が減少し続けるなか、教育分野においては、学校規模の縮小による学習面・生活面・学校運営面等への影響、家庭における子育てへの負担の増加、地域の教育力の低下などの問題が指摘されています。
- 現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性（Volatility）、不確実性（Uncertainty）、複雑性（Complexity）、曖昧性（Ambiguity）の頭文字を取って「VUCA※」の時代とも言われています。
- 国際情勢の不安定化が進み、世界経済の停滞や国際的分断への懸念が高まる状況において、グローバルな観点から社会の持続的発展に貢献する人材の育成が重要となっていますが、一方で、グローバルな視点を持ちながら地域社会の活性化を担う人材の育成についても推進していく必要があるとされています。
- 17のSDGs※と169のターゲットを含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づいた取組や、デジタルトランスフォーメーション（DX※）、とりわけ、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT※）、ロボティクス等の先端技術の急速な進展などは、教育分野においても質の高い教育の実現や教育現場の変革に大きな影響があります。



こうした社会情勢が変化するなか、今日の教育分野では
「ウェルビーイング（Well-being）」という考え方が重視されてきています。

Pick Up ウェルビーイングとは

「ウェルビーイング」とは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいいます。良い状態とは、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものとされています。

教育分野では、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていく視点が重要であるとされ、また、社会情動的スキル※やいわゆる非認知能力※を育成する視点も重視されています。

さらに、子供のウェルビーイングを高めるためには、指導者である教職員のみならず地域社会のウェルビーイングを確保することが必要であり、そのためには、子供との触れあいを通じた成長の実感や、学校・家庭・地域のつながりを深めることで信頼関係を構築するなどにより、学校や地域がウェルビーイングを高める場となることが重要であるとされています。

このように、教育を通してウェルビーイングを高めることが大きな課題として認識され、子供や教職員のウェルビーイング向上に向けた取組が、様々な自治体で進められてきています。

教育に関連する ウェルビーイング 主な要素	自己肯定感	心身の健康	幸福感	協働性	社会貢献意識	学校や地域でのつながり
	自己実現	安全安心な環境	多様性への理解	利他性	サポートを受けられる環境	

Pick Up 本計画におけるSDGsとの関係性

目標の達成に向けては、自治体の果たすべき役割も大きいことから、本市ではSDGs※（持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals）の理念を踏まえた行政経営に取り組んでおり、本計画においても、SDGs※との関係性を意識して施策に取り組みます。

※本計画で特に関連するSDGs※の目標



(2) 国・県の動向

① 国の動向

- 令和3年に、目指すべき「令和の日本型学校教育^{*}」の姿を、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学び^{*}と、協働的な学び^{*}の実現」とすることを示しています。
- 児童生徒一人一人の学習ニーズに応じた指導と、子供が自己調整しながら、互いの良い点や可能性を生かし、友達や地域の人々など多様な他者と協働するなかで異なる考え方を組み合わせ、より良い学びを生み出す教育を一体的に進めていくことが重要であるとされています。
- 令和5年には「第4期教育振興基本計画」が閣議決定され、総括的な基本方針・コンセプトとして「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会^{*}の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が示されました。

<https://www.city.sayama.saitama.jp/shisei/shisaku/kyouikubunka/kyoiku-kuni-hosoku.html>

今後の教育政策に関する基本的な方針及び第12期中央教育審議会生涯学習分科会において示された方向性は、左記のURLあるいは右記の二次元コードから閲覧できます。



② 県の動向

- 令和6年に「第4期埼玉県教育振興基本計画」が策定され、県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様で深い学び（「豊かな学び」）によって、人生や社会の未来を切り拓く力を育む（「未来を拓く」）ことを目指し、「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」を基本理念として定め、計画の推進を図ることとしています。
- 生涯学習の分野では、平成25年に従来県の行政主体の「計画」としてではなく、10年先を見据え、その方策や重点的に支援する分野などを明らかにする「生涯学習推進指針」を策定し、令和5年に見直しが図られました。
- スポーツの分野では、令和5年に「スポーツがはぐくむ 輝く埼玉」を基本理念とする「埼玉県スポーツ推進計画（第3期）」を策定し、これまでの取組の成果を踏まえ、ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（2021年に延期）の成功により高まるスポーツへの関心を更なるスポーツの振興へとつなげていくことを目指しています。

第4期埼玉県教育振興基本計画は、URLあるいは二次元コードから閲覧できます。



<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/4th-keikaku.html>

生涯学習推進指針は、URLあるいは二次元コードから閲覧できます。



<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2215/station/shougai-suisinsisin.html>

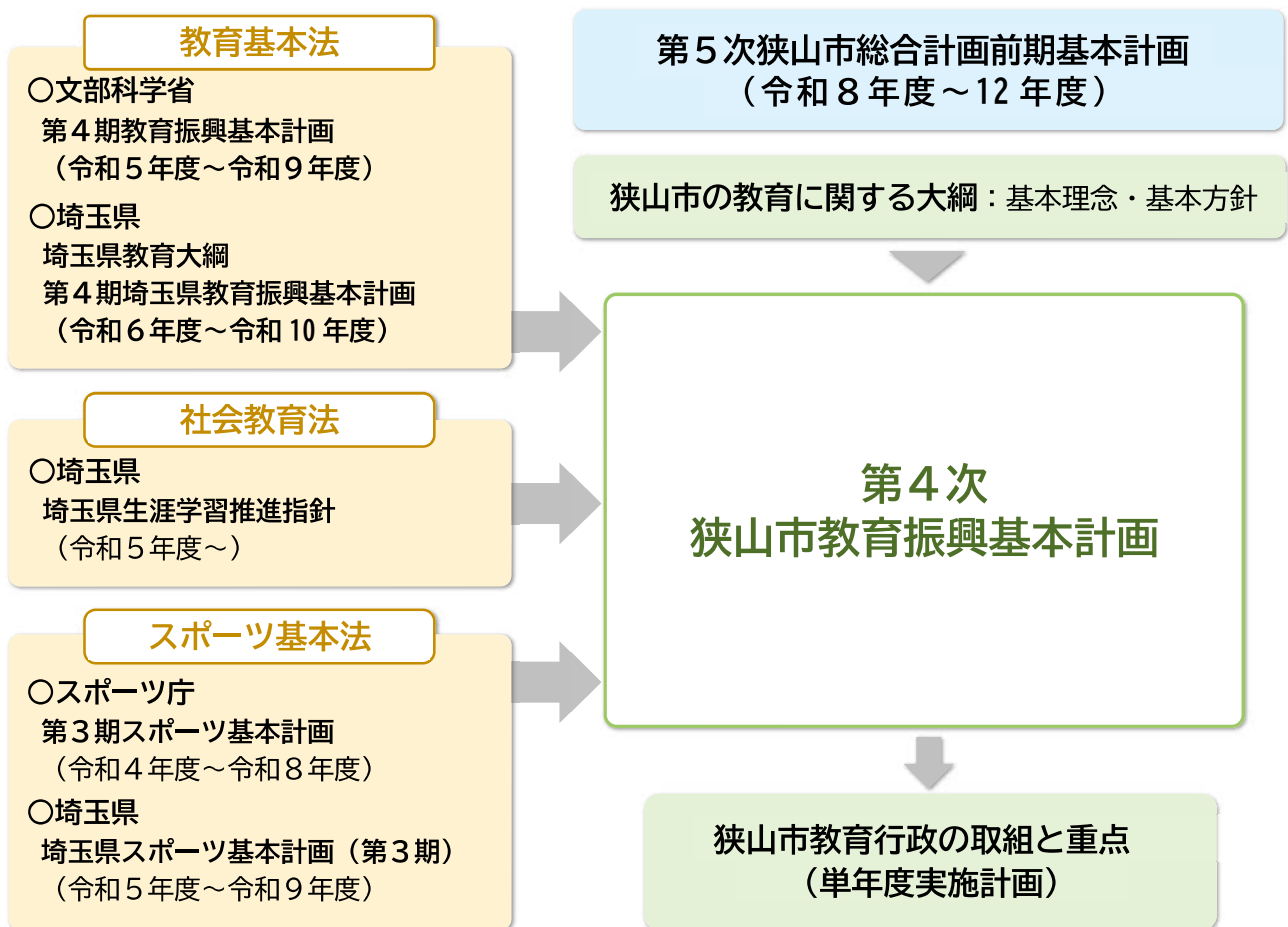
埼玉県スポーツ推進計画（第3期）は、URLあるいは二次元コードから閲覧できます。



<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0312/sspr05.html>

3 計画の位置付け

- 教育基本法第17条に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。策定にあたっては国及び県の教育振興基本計画を参酌するとともに、本市の上位計画である「第5次狭山市総合計画前期基本計画」との整合を図ったものです。
- 本計画には、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める「狭山市の教育に関する大綱」を、基本理念及び基本方針として位置付けるものとします。



※ 「こどもまんなか社会」と本計画の関係性について

近年、国ではこども家庭庁を中心として子供の権利や意見を尊重する「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められています。こうしたなか、国の教育振興基本計画においては、子供の健やかな成長に向けて「学び」に係る政策と「育ち」に係る政策の両者が、それぞれの目的を追求するなかで、専門性を高めつつ緊密に連携することが重要である旨が記載されています。本計画においても、これらの動向を踏まえ、こども大綱に基づくこども施策と相互に連携を図りつつ、取組を推進していくこととします。

4 計画の期間

- 本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。
- 計画の進捗状況や教育を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

		期間（年度）								
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13
		2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
狭山市	第4次狭山市総合計画	第5次狭山市総合計画 基本構想（令和8年度～令和17年度）								
	後期基本計画 （令和3年度～令和7年度）	前期基本計画 （令和8年度～令和12年度）							後期計画	
	第3次 狭山市教育振興基本計画	第4次狭山市教育振興基本計画 （令和8年度～令和12年度）							次期計画 （令和13年度～）	
国	第4期教育振興基本計画 （令和5年度～令和9年度）					次期計画 （令和10年度～）				
県	第3期計画	第4期埼玉県教育振興基本計画 （令和6年度～令和10年度）					次期計画 （令和11年度～）			

※ 学習指導要領について

学習指導要領とは、学校教育法等に基づいて文部科学省が定める教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を小学校・中学校・高等学校等ごとに定めたものです。学習指導要領は、おおむね10年に1回のペースで改訂が行われており、本計画策定時点では改訂に向けた検討が進められている段階です。そこでは、現行の指導要領のコンセプトは継続しつつ、教員の負担軽減、学習評価基準の検討、デジタル学習基盤の更なる推進、多様な背景を持つ子供たちへの対応、カリキュラムマネジメントの充実等、多様な観点から見直しに向けた検討が行われています。なお、次の改訂時期は、小学校で令和12年度から全面実施、中学校は令和13年度以降に順次実施することが見込まれます。